

人事よろず相談室

アドバイザーに聞く

業務中に新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償について

Q 当社の営業職の従業員が得意先の小売店からの応援要請に応じて顧客対応をして新型コロナウイルスに感染しました。この場合、労災の対象となるのでしょうか？

A 事業主の支配下にあり、かつその管理下において業務に従事していた際に生じた災害には、原則、「業務遂行性」が認められます。また、営業先での接客対応など、新型コロナウイルスのばく露の可能性が業務遂行上にあったことが証明されれば、「業務起因性」が認められ、労災保険給付の対象となります。



久世 直子

社労士事務所HANA 代表
特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント

《解説》

厚生労働省は、各労働局に対し、労働者が業務中に新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に関する通達（基補発0428第1号 以下「通達」という）を出し、労災請求や相談があった際の対応について方針を示しました。

◇労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方にに基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみ適切な対応が必要となる。このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

⇒「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる。」とし、医療従事者や介護従事者以外の労働者についても、感染経路が特定できなくとも、業務により感染した蓋然性が高く業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること」と明記しています。

◇労災給付の対象となる場合について

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等
⇒ただし、業務外で感染したことが明らかである場合を除きます。

イ 医療従事者等以外の労働者であっても感染経路が特定されたもの
⇒感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合

ウ 医療従事者等以外の労働者であっても上記イ以外のもの

⇒感染経路が特定できない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる以下のような業務に従事していた場合は、「潜伏期間の業務従事状況、一般生活状況等を調査したうえで、医学専門家の意見も踏まえて判断すること」としています。

- ・ 複数の感染者が確認された労働環境下での業務 … 施設利用者等が感染している場合等を想定
- ・ 顧客等との近接や接触の機会が多い労働下での業務 … 小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定

(2) 国外の場合

ア 海外出張労働者

⇒出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、「出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること」としています。

イ 海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断することとしています。

◇自然災害であっても、当該職場に定型的に予想される感染リスクの現実化と判断された場合、また、クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等利用による感染等の特段の事情が証明されない限り、業務遂行性があるとされるようです。従業員への安全配慮義務違反による損害賠償義務発生のリスクを考慮し、新型コロナによる感染拡大状況を教訓とし、非常時における業務体制の見直しも必要です。